

第17条 この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 課程の修了要件及び学位

(課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(課程の修了の認定)

第19条 学長は、大学院委員会の議を経て、前条の規定による修士課程の修了の要件を備えた者を認定する。

2 修士課程の修了の認定は、学年の終りに行う。ただし、その認定を受けることができなかった者については、次の学年の前期の終りに行うことができる。

(学位の授与)

第20条 修士課程を修了した者には、修士(経済学)の学位を授与する。

2 修士論文の審査の方法、最終試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項は、千葉経済大学学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、休学、退学、転学及び除籍

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本大学院において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後期の始めに入学させることができる。

(入学の資格)

第22条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者(外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者を含む。)

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者)

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院が認めた者

(入学の出願)

第23条 本大学院に入学を志願する者は、所定の願書及び本大学院が必要とする書類に入学検定料30,000円を添えて願い出なければならない。ただし、千葉経済大学経済学部を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)及び学長が特に認めた者については、入学検定料を免除することができる。